

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市景観審議会
② 事務局（担当課）	都市政策部 都市政策課 内線 ： 2925
③ 設置の根拠	地方自治法第138条の4 第3項 川西市景観条例第45条 川西市景観審議会規則
④ 設置年月日	平成5年4月1日
⑤ 所掌事務	良好な景観の形成に関する重要事項についての調査審議。
⑥ 委員数	7 名 （うち、女性委員数 3 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和7年5月1日 ～ 令和9年4月30日
⑧ 委員の構成（選出基準）	学識経験者：7人
⑨ 諮問答申事項等	景観計画の策定・改定その他景観形成に関する重要事項。
⑩ 部会等の名称及び役割	
⑪ 委員名簿	別紙のとおり